

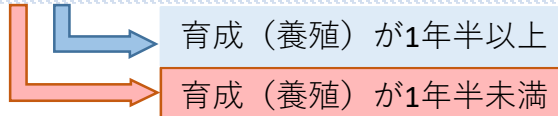
■「書面の備付け」における「食品表示基準Q & A」と「条例」との関係

食品表示基準 Q & A (令和4年3月30日付消費者庁通知)

県産あさり条例



対象者	備付けの書面の例
漁業者	◇採捕の年月日、海域、数量が確認できる書面 ◇出荷を証する書面 *一つの書類、又は複数の書面で確認（以下同じ）
卸売等 漁協	◇入荷・出荷の年月日、原産地、品名、数量、相手方が確認できる書面 (例：入・出荷伝票、納品書等)
小売店	◇入荷の年月日、原産地、品名、数量、相手方が確認できる書面 (例：入荷伝票、納品書等)
養殖事業者	◇出荷の年月日、原産地、品名、数量、相手方が確認できる書面 (例：出荷伝票、納品書等)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>長いところルール</p> <p>①-1 輸入したあさを養殖した場合 輸入許可通知書、原産地証明書等の他通関書面、入荷を証する書面等</p> <p>①-2 国内の他地域あさを養殖した場合 稚貝のあさりの採捕者・漁協名、採捕履歴、入荷を証する書面</p> <p>② 国内の養殖に関する書面 漁場の利用状況、稚貝の搬入・搬出記録、 小間毎の導入年月日、数量及び収穫年月日、数量の記録 等</p> </div>	
蓄養業者	◇原産地が確認できる書面 ①-1、①-2と同じ書面で通関や回収等に関する書面



【条例】

【施行規則】

■保存期間

■書面の備付け

「消費するまで」⇓「3年間」

「努力義務」⇓「義務化」

厳格化

『熊本県産』と表示（販売）

※書面の備付け等は、食品表示基準と同等

- ・備付等の書面を例示
- ・Q&Aで周知予定
(県HPに掲載)

『原産国産（他県産）』と表示（販売）

※育成の場合、「長いところルール」の適用

※蓄養の場合、原産国産（他県産）と表示

【養殖事業者が備付け・保存が必要な養殖記録の書面例】

規則及びQ&Aに例示

食品表示基準Q & Aに例示されている書面

(令和4年3月30日付消費者庁通知)

- ①-1 輸入したあさを養殖した場合
 - 【税関が発行】：輸入許可通知書
 - 【輸入事業者が発行】
 - ・原産地証明書
 - ・その他通関に関する書面（インボイス）
 - 【当該事業者が作成】
 - ・あさりが入荷したことを証する書面
 - ・あさを小分けする場合に漁場に導入されたあさりと通関証明書を突合できる書面

- ①-2 国内の他地域あさを養殖した場合
 - 【他地域の事業者が発行】
 - ・稚貝のあさりの採捕者（漁協）名
 - ・採捕者別の採捕履歴（採捕日時及び数量）
 - 【当該事業者が作成】
 - ・あさりが入荷したことを証する書面

- ②国内の養殖に関する書面
 - 【当該事業者が作成】
 - ・漁場の利用状況が確認できる書面（漁場図、小間図、小間の番号及び面積がわかるもの等）
 - ・稚貝あさりの搬入・搬出明細書（税関に提出した小間別搬入搬出記録）
 - ・小間毎の漁場へのあさりの導入日、導入数量を記録した書面及び収穫日、収穫数量を記録した書面
 - ・区画漁業権の登録済証（当該漁業権の行使契約書を含む）



食品表示基準Q & Aに例示されている書面を補完する書面

- 【船会社が発行】
 - ・船荷証券 等
- +
- 【輸入事業者が発行】
 - ・パッキングリスト
 - ・仕入れ関係書類（契約書、請求書等）等
 - ※輸入事業者と購入者との取引記録
- +
- 【蓄養事業者が作成】
 - ・蓄養業者との契約書類
 - ・他所蔵置貨物搬入計画書
 - ・搬入搬出明細書 等
- +
- 【税関が発行】
 - ・保税運送承認通知書 等
- +
- 【運送業者が作成】
 - ・畜養場から養殖場への運送関係書類（請求書等）
 - ・販売に係る運送関係書類 等
- +
- 【当該事業者が作成】
 - ・養殖に係る作業員名簿、日報等

※その他、必要に応じて備え付けるべき書面があります。